みやこ町スクールバス運行業務仕様書

１　仕様書の位置づけ

本仕様書は、みやこ町（以下「町」という。）がみやこ町スクールバス運行業務（以下「業務」という。）を委託するにあたり、受託者（業務の委託に際し町と契約を締結し、事業を実施する者）に要求する水準を示すものである。

本仕様書では、業務に関する諸条件を示しており、受託者は、この内容を十分に確認し、業務の目的及び内容について理解を深めたうえで、業務を実施することとする。

２　業務名

みやこ町スクールバス運行業務

３　契約期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

４　業務内容

（１）業務実施にあたっての原則

①　１０台の町所有バスによる運転業務とし、犀川小学校及び伊良原小・中学校並びに豊津小学校の登下校に必要な運転手及び添乗員を確保すること。

②　児童生徒の登下校時において安全かつ確実に業務を行うこと。

③　道路運送法等、業務に関係する法律、規則及び規程等を遵守すること。

④　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及びみやこ町個人情報保護条例（令和５年条例第５号）に準じて、業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

（２）運行計画

①スクールバスの乗車許可を受けた児童生徒の登下校のための運行とする。

②運行する経路及び停留所は別紙に定めるものとする。ただし、児童生徒の入学・卒業及び転校等に伴い一部変更が生じる場合がある。この場合による変更は、契約変更の対象としない。

（３）運行日数

①　通常登校日の運行日数：年間２１０日程度

②　夏季休業期間の登校日：４日程度

（４）留意事項

①　（２）運行計画及び（３）運行日数を基本とするが、学校が作成する学校暦に対応した運行をすること。

②　休日を含み、学校行事に合わせた運行をすること。

③　上記①、②による軽微な日数の変更は契約変更の対象としないこと。ただし、大幅な運行日数の増減及び休日の運行等の増減については、協議の対象とすること。

④　部活動や校外学習活動等の運行等については、原則１日に３台までとし、別途契約とすること。

⑤　児童生徒の乗降場所の見直し、次年度運行ルートの作成及び新たな乗降場所の設定等の検討について協力すること。

（５）運行車両

①　運行車両は１０台であるが、次の６台以外の４台は令和６年度にて購入予定のバスを使用する。

【町所有バス】

登録番号	車名	乗車定員	燃料	備考
北九州２００さ１４２８	ニッサン	１４人	ガソリン	
北九州２００さ１７１２	三　　菱	２９人	軽　　油	
北九州２００さ１７７８	三　　菱	２９人	軽　　油	
北九州２００さ１７７７	三　　菱	２９人	軽　　油	
北九州２００さ１５０２	ト ヨ タ	２６人	軽　　油	
北九州２００さ１５０１	ト ヨ タ	２９人	軽　　油	

【令和６年度購入予定バス】

乗車定員	台数	使用学校
２９人	２台	豊津小学校
１４人	２台	犀川小学校、伊良原小中学校

②　車両１０台中６台の保管場所は犀川小学校（みやこ町犀川本庄６２０）敷地内とし、４台は豊津小学校（みやこ町豊津９－１）敷地内とする。

５　運行等管理

（１）受託者は、関係法令に基づき、運行前に運転手の健康状態及び酒気帯び状態でないこと等を確認すること。

（２）運転手の緊急時の交代要員について確保できる体制を整えること。

（３）安全運転マニュアルを作成し、町に提出すること。

６　緊急時の対応

（１）豪雨等の自然災害が発生又はその恐れがある場合は、町及び学校長と協議の上、対応を決めること。

（２）事故、その他の緊急事態等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、町及び学校長に速やかに報告すること。

（３）道路工事等により迂回が必要となった場合は、安全に運行できる経路を町、学校及び受託者

が協議の上、再設定を行うがそれに伴う契約の変更は行わない。

7　損害賠償債務

（1）受託者は、業務中に受託者の責めに帰すべき事由により、町及び第三者に損害を与えたときは、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

（2）受託者は、前項を履行するため、町管理車両について受託者を契約者とする自動車保険（任意保険）に加入しなければならない。

8　教育研修の実施

受託者は、運転手の安全で確実な業務の遂行と緊急時等の速やかな対応ができるように定期的に教育研修を実施すること。

9　経費区分

（1）運転業務

費　目	内　　容	費用負担	
		受託者	町
人件費	給与、通勤費、福利厚生費、教育研修費等	○	
車両整備費	車検整備費、継続検査費、法定点検費、車両修繕費、タイヤ購入交換費、エンジンオイル・エレメント代、重量税、自賠責保険等		○
燃料費	軽油代、ガソリン代		○
消耗品費	清掃用品、消毒液等	○	
修繕費			○
保険料	対人：無制限、対物：無制限 人身傷害保険：１名につき３，０００万円以上	○	

１０　その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町と受託者で協議のうえ処理するものとする。